

明和町学童保育所指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

明和町が設置する学童保育所について、地方自治法第244条の2第3項及び明和町学童保育所の設置及び管理に関する条例第3条の規定並びに明和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、当該施設の学童保育所業務を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

2 対象となる施設の概要

今回、指定管理者の募集を行う施設の概要は以下のとおりです。

(1) 東部学童保育所について

名称	東部学童保育所		
所在地	群馬県邑楽郡明和町千津井314番地1 明和町ふれあいセンタースズカケ内		
開設年	2017年4月1日		
規模	延床面積 339.7㎡		
構造	木造平屋建て		
年度	2022年度	2023年度	2024年度
登録児童数 (うち長期休業中のみ登録児童数)	70人 (15人)	74人 (12人)	69人 (20人)
支援の単位	1	1	1
決算額	2024年度 14,498,537円		

(2) 西部学童保育所について

名称	西部学童保育所		
所在地	群馬県邑楽郡明和町須賀249番地1 明和町ふれあいセンターポプラ内		
開設年	2018年4月1日		
規模	延床面積 422.79㎡		
構造	木造2階建て		
年度	2022年度	2023年度	2024年度
登録児童数 (うち長期休業中のみ登録児童数)	106人(24人)	115人(23人)	117人(22人)
支援の単位	2	2	2
決算額	2024年度 18,027,585円		

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

4 応募資格

応募資格は、次の各号をすべて満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を執行又は取得できず、町が指定を取り消すときは、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 町と容易にかつ緊密に連携が可能な団体で、群馬県内に事務所又は事業所を有する事業者(団体)、あるいは指定を受けるまでに事務所又は事業所を設置できる団体であること。
- (3) 団体又はその代表者が、次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び明和町競争入札参加資格者指名停止要綱の規定に該当する者
 - ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者
 - ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及びその利益となる活動を行う者
 - ・国税、県税、市町村税を滞納している者

5 業務範囲

- (1) 明和町学童保育所の設置及び管理に関する条例第4条に掲げる業務。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、学童保育所の運営に関し町長が必要と認める業務

6 運営に係る基本的事項

(1) 開所日

毎週月曜日から土曜日(日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。)とします。

なお、土曜日や学校の休業日においては、利用者から学童の利用希望がない場合は閉所することができます。ただし、年間250日以上の開所するものとします。

(2) 保育時間

学校の放課後から午後6時45分までとします。ただし、学校の休業日及び土曜日は午前7時45分から午後6時45分までとします。

なお、学校の行事その他の特別の事情があると認めるときは、町長の承認を得て保育時間を変更することができます。

(3) 保育料

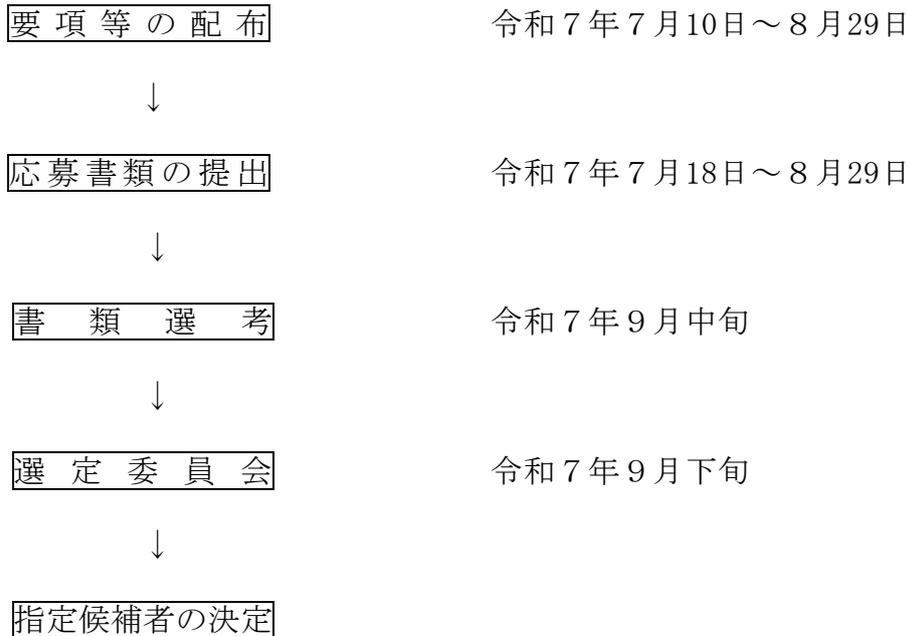
指定管理者は、入所児童の保護者から保育料を徴収します。

(4) その他

その他事業の実施にあたっては、条例、施行規則及びその他関係法令、仕様書並びに町の指導に沿って行うことを求めます。

なお、条例等が指定期間内に改正された場合は、改正された条例等に従って事業を実施するものとします。

7 選定までのスケジュール



8 応募手続

(1) 応募方法

申請書に必要な書類を添えて、提出期間内に直接、又は郵送により提出してください。

様式は健康こども課窓口で受領、又は町ホームページからダウンロードしてください。なお、応募書類は明和町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、公開する場合があります。(非公開情報を除く。)

① 提出書類

- ・ 指定管理者指定申請書 (様式第1号)
- ・ 指定予定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書 (様式第2号) 及び収支予算書 (様式第3号)
ただし、申請者において上記の様式に相当するものを作成した場合、これをもって代替することができます。
- ・ 定款又は寄付行為との写し及び登記事項証明書
- ・ 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対象表
- ・ 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支報告書

② 提出期限

令和7年8月29日 (金)

③ 提出場所

〒370-0795

邑楽郡明和町新里250番地1

明和町役場 健康こども課

電話番号 0276-84-3111 (内線172)

- (2) 関係法令の遵守
応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。
- (3) 追加書類の提出
町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (4) 応募者が運営する施設の実地調査
町が必要と認める場合は、応募者が運営する施設の現地調査を行います。
- (5) 著作権の帰属等
応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、町は指定管理者の候補となる者(以下「指定候補者」という。)の選定結果の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、応募書類は利用の如何に関わらず返却しません。
- (6) 費用の負担
応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (7) 資料の取扱い
町が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (8) 留意事項
 - ① 応募者が、学識経験を有する者、又は専門的知識を有する者等で構成される指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の委員と接触することを禁じます。
 - ② 提出書類に虚偽又は不正があったと認められたときは、選定対象から除外します。
 - ③ 提出書類受付期間内に所定の書類が整わなかった場合、選定対象から除外します。
 - ④ その他不正な行為があったと認められたときは、選定対象から除外します。

9 指定管理者の選定等

- (1) 指定候補者の選定方法
 - ① 選定手続き
委員会において、応募団体からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定評価表に基づいて評価し、選定審査します。
 - ② 選定方法
委員会の選定結果を参考に、町長が指定候補者を決定します。なお、委員会の日時、場所等については、当該募集者に対して書面又はメールで通知します。
- (2) 審査基準
下表の選定評価表に基づき、各評価事項について1点から5点までの5段階評価による評価点を算定します。次に、評価項目の重要度に応じて設定する係数を各評価点に乘じ、その得点の計をもって、応募者の総得点とします。

効率性 (110点)	施設の管理に係る経費の縮減が図られていること	コスト縮減への取組	5	1	2	3	4	5
		収支予算書の内容の妥当性	5	1	2	3	4	5
		収支予算書に提示された指定管理料の額についての評価	100					
安定性 (25点)	施設の管理運営を安定していること	団体等の安定性	5	1	2	3	4	5
			5	1	2	3	4	5
		運営実績	5	1	2	3	4	5
		組織及び職員体制	5	1	2	3	4	5
		職員管理、研修計画等	5	1	2	3	4	5
貢献性 (10点)	事業運営に関する提案が施設の設置目的を達成できること	施設の設置目的を達成するために効果的な指定事業の提案及びその実現性	5	1	2	3	4	5
		施設の設置目的を達成するために効果的な自主事業の提案及びその実現性	5	1	2	3	4	5

(3) 審査結果

指定候補者の選定は、選定委員会当日に実施します。結果については、応募者全員に文書で通知します。

(4) 町議会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき

明和町議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、町議会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定候補者に選定しないことがあります。

なお、町議会で否決された場合においても、指定候補者が応募に要した費用等は、補償できません。

(5) 協定書の締結

指定管理者として指名された後に、業務等の詳細について協定書を取り交わすこととします。

(6) 管理運営状況評価

毎年後、選定評価表に基づき、評価を実施します。なお、項目等については、指定期間中において、指定管理者と町で協議のうえ、見直し等を行うことがあります。

10 問い合わせ先

明和町健康こども課こども支援係

所在 〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里250番地 1

電話 0276-84-3111

メール kenkou@town.gunma-meiwa.jp